

入札説明書

お茶の京都認知度調査業務に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

別添仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

入札公告に記載のとおり

(2) 添付資料

物品又は役務の調達に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写し

営業経歴書

営業実績調書（過去5年間に地方自治体等から受託した同種・同類（認知度調査業務等）の業務実績について主なものを記入すること。）

返信用封筒（一般競争入札参加資格確認通知書の返信用：第1種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付したもの。）

3 一般競争入札参加資格確認通知等

(1) 確認通知

資格審査申請書類の受領後、一般競争入札参加資格の審査を行い、その結果を一般競争入札参加資格審査結果確認通知書により通知する。（入札参加資格を有する者には入札書を同封する。）

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(2) 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、お茶の京都DMOに対し、書面により、一般競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は令和4年1月14日（金）までに、入札に関する資料配付を受けた場所へ提出しなければならない。

イ お茶の京都DMOは、アによる説明を求められたときは、令和4年1月18日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

4 入札執行の日時及び場所

入札公告に記載のとおり

5 入札方法

- (1) 所定の入札書を持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。入札書を郵送する場合は二重封筒（内封筒及び外封筒）にて書留郵便で入札日の前営業日までに必着のこと。郵便費用はすべて入札者で負担すること。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び代理人であることの表示、当該代理人の記名押印（外国人の場合は、本人の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。
- (3) 入札書は、内封筒に入れ密封し、内封筒の表に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「お茶の京都認知度調査業務入札書在中」と記入し、内封筒の開口部を封印すること。
また、代理人が入札する場合は委任状に押印した代理人の印鑑で封印すること。なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。
- (4) 期限までに到達しない入札書は、棄権（不参加扱い）となる。
- (5) 入札参加資格確認を受けた者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができる。この場合、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。なお、入札書の入札金額については訂正できない。
- (7) 入札者は、入札公告、仕様書、入札説明書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質問書（別記第9号様式）により説明を求めることができる。質問書の提出及び回答については、入札公告に記載のとおりである。
- (8) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。
- (9) 入札回数は、原則として2回とする。
 - ア 再度入札を行う場合においては、1回目の入札のうちの最低の入札価格（価格のみ）、入札書提出期限及び入札日を記載したものをファックスで送付する。
 - イ 再度入札を行う場合においては、次に該当する者は、再度入札することはできない。
 - (ア) 無効の入札をした者
 - (イ) 当初の入札に参加していない者
 - ウ 再度入札をしても落札者がいないときは、再度入札後の入札は行わないものとする。

ただし、再度入札後の入札を行うことにより公正な競争入札の成立が期待できるときはこの限りでない。

6 落札者の決定方法

(1) 規則第 145 条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札書に記載された任意の3桁のくじ希望番号を用いて、くじにより落札者を決定するものとする。なお、くじ希望番号に数字の記入がない場合、くじ希望番号を「000」とする。

くじの方法は次のとおりとする。

ア 入札書の到達順に1、2、3…と番号を割り振る。

イ 同価の入札者の「くじ希望番号」の合計を同価の入札者の人数で割り、余りを算出する。

ウ アで割り振った入札者の番号が、イで得られた数字と同じ入札者が落札者となる。

7 無効及び失格

次の各号の一に該当する者がした入札は、無効又は失格とする。

(1) 入札公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者

(2) 2の資格審査申請書類を提出しなかった者

(3) 2の資格審査申請書類に虚偽の記載をした者

(4) 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者

(5) 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

(6) 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者

(7) 2に掲げる確認の後、開札時点において入札に参加する資格のない者

(8) 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者

(9) 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者

(10) 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

8 契約書の締結

(1) 落札者は、別添の契約書案に基づき2通を作成し、府及び落札者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

(2) 契約書案の基本に抵触しない細則については、落札者と協議のうえ決定するものとする。

9 その他

本説明書に関する問い合わせ先は、入札公告の2の(1)の場所とする

入札書封筒作成例

内封筒

入札書を封筒に入れて密封し、下図のように記入封印してください。

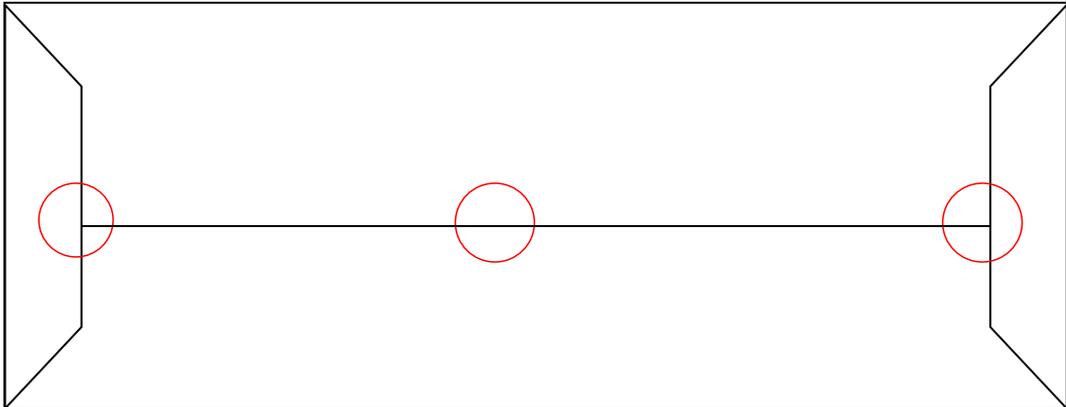
すべて朱書

(表)

一般社団法人京都山城地域振興社 様
お茶の京都認知度調査業務入札書在中
〇〇〇株式会社

3箇所に入札者印（代理人の場合は、代理人の印）で封印する。

(裏)



外封筒

内封筒を入れて密封し、表裏に下図のように記入して郵送してください。

(表)

朱書

簡易書留

6 1 1 - 0 0 2 1
京都府宇治市宇治乙方 7 - 1 3 京阪宇治ビル 1 階
一般社団法人京都山城地域振興社 宛

入札書在中

(裏)

〇〇府（県）〇〇市〇〇〇〇番地
〇〇〇株式会社
代表取締役〇〇〇〇